

2003年8月19日

東京外国為替市場委員会 第66回会合 議事録

開催日時	2003年7月17日 13:15～15:30
場 所	日本銀行本店 新館9階第一会議室
議 長	荻野 哲司 (東京三菱銀行)
副 議 長	小林 和成 (ステート・ストリート銀行)
副 議 長	加島 章雄 みずほコーポレート銀行)
書 記	川添 敬 (日本銀行)
参加委員	16名 (別紙)

1. 役員改選の件

荻野議長(東京三菱銀行)より、川添書記(日本銀行)の書記としての任期(1年)が満了したことの報告がありました。川添委員から、同職への立候補の意思が表明され、採決の結果、全会一致で再任されました。

2. 小委員会活動報告

各小委員会について、以下の通り報告がありました。

1. 運営小委員会

野手小委員長(三井住友銀行)より、綱要改訂に関する小委員会案が提出され、各委員はこれに対するコメントを小委員長に寄せることとなりました。また今後の予定としては、内容面での検討を続けるとともに、改訂版綱要へのリーガルチェックの必要性等を検討する予定であることが報告されました。

2. 法律問題小委員会

武田小委員長(三菱信託銀行)より、"Undisclosed Principal"問題への対応に関して、小委員会で行われた議論が報告されました。これを受けた本会合での討議の結果、ACIプレスリリース(2003年5月28日)を、以下のコメントとともに、オレンジブック改訂版に「付記」として記載することが決定されました。

『ACI は、2003 年 5 月 28 日に下記のプレスリリースを致しました。

英米で問題視されているような取引 (Dealing with Unidentified / Unnamed Principal) は、東京外国為替市場委員会としても問題であると考え、下記 ACI の見解を支持致します。

但し、当委員会の認識する限り、日本の信託勘定といわゆる外国為替取引銀行等との為替取引においては、日本法令上受託者である信託銀行が本人であり、かつ、法令では信託銀行が委託者・受益者の本人確認義務を負っています。従って、ファンドマネジャーは 信託銀行信託勘定の取引である旨を伝えれば本人を明かしたことになり ACI 見解の趣旨に反するような取引ではございません。

(以下 ACI プレスリリース・2003 年 5 月 28 日分を添付)』

3 . Code of Conduct 小委員会

中島小委員長 (スタンダード・チャータード銀行) より、関係小委員会の協力の下、英文改訂版がほぼ完成した旨、報告がありました。今後の予定としては、全体の英文チェックの後、読み合わせを経て発刊予定であることが報告されました。

4 . 教育小委員会

今井教育小委員長 (UFJ 銀行) より、7 月 8 日に委員各位の協力の下、フォレックスセミナーを開催し、盛況であった旨、また次回セミナーの内容等について引き続きフォレックスクラブと協議中である旨、報告がありました。

5 . 市場調査小委員会

加島小委員長 (みずほコーポレート銀行) より、6 月 16 日開催の小委員会における EBS 社 "Prime Broker" に関する議論について、以下の通り報告がありました。

- 1) Prime Broker 経由取引の Counterparty 認識に関連して、EBS 社は、「Know Your Customer」の観点から問題がないかを確認するべく、Prime Broker の仕組みに関する Legal Framework を確認し (Name Switch や Give Up Agreement でないことの確認も含む) また証券取引法上の「私設取引」に該当しないかの確認を行うこととなった。
- 2) Prime Broker Customer (PBC) の MissHit 対応、CLS 対応、CSA 等担保契約の履行等、取引慣行上の問題点について Prime Broker Bank (PBB) に要請され得るフロント・バック対応については、なお不明瞭な点が多く、小委員会として、EBS 社になんらかの指針の提示を期待するところである旨が表明された。これを受けて EBS 社は、EBS 社と PBB 並びに EBS 社と PBC との間で交わされる契約内容についての確認を行うこととなった。
- 3) PBC の範囲について明文化された規定がないことから、小委員会の要請を受け、EBS 社は PBC の定義について正式に回答することとなった。
- 4) EBS 社による上記確認事項への回答を受けて、再度小委員会が召集され、外為市場

委員会としての対応を検討する予定である。

このほか、市場への導入時期について質問があったのに対し、大木委員（EBS ディーリングリ-シスジャパン）より、ロンドン市場でのパイロット・プログラム導入も当初予定の7月から遅れ気味との回答がありました。

6 . NDF 小委員会

稲村小委員長（シティバンク）より、以下の通り報告があり、3）の小委員会案については、NY 市場委員会への送付が承認されました。

- 1）海外アンケートの追加回答を反映したフィードバック改訂版を、アンケート参加者、各国市場委員会に送付するほか、当市場委員会及びフォレックスクラブ・ウェブサイトに掲載の予定。
- 2）オレンジブック改訂版付録「NDF 用語集」の英訳を提出した。
- 3）6月24日の Asian NDF Working Group コンファレンスでは、「潜在的な Disruption Event に対して、より効果的に対応するために現状の Asian NDF Template を見直す」という方針が確認され、以下のとおり議論が展開された。

Price Materiality Disruption Event 適用の可否について

- ・コンファレンスでは、オフィシャルレート以外に Fixing に使われるべきレートは存在しないという点で、意見の一致をみたものの、Price Materiality Disruption Event 適用の可否については、INR/RMB に適用すべきという意見と、全通貨に適用しないとする意見に分かれた。
- ・小委員会としては、後者の意見を支持。

Unscheduled Holiday の長さについて

- ・コンファレンスでは、14日を支持する先と、14日から30日までの期間を主張する先とに分かれた。
- ・小委員会としては、取引の不安定期間は最小限に留めるべきとの考え方から、14日を支持。

Price Source Disruption の場合の延長期間について

- ・小委員会としては48時間を支持。

IDR について Template が無い点について

- ・小委員会としては、EMTA は IDR の Template を提示すべき、また、IDR の Settlement Rate Option については、「クォートは、オンショアで成立しているとオフショアバンクがみなしたレートをもとにする」旨を定義に盛り込む、との結論。

7 . CLS 小委員会

市川小委員長（みずほ銀行）より、CLS トラブルに関する当委員会からの照会に対し、CLS 東京事務所より、次回小委員会（7月30日）において説明したい旨、連絡があったとの報告がありました。

(別紙)

東京外国為替市場委員会委員名簿(7月17日現在)

<委員>

議長	荻野 哲司	(東京三菱銀行)
副議長	加島 章雄	(みずほコーポレート銀行)
副議長	小林 和成	(アトーストリート銀行)
書記	川添 敬	(日本銀行)
運営・Eコマース小委員長	野手 弘一	(三井住友銀行)
広報小委員長	神田 紀昭	(ロイター・ジャパン)
教育小委員長	今井 雅人	(UFJ銀行)
法律問題小委員長	武田 敬一郎	(三菱信託銀行)
CLS小委員長	市川 亨	(みずほ銀行)
NDF小委員長	稲村 秀彦	(シティバンク)
Code of Conduct小委員長	中島 尚彦	(スタンダードチャータード銀行)
	河野 文彦	(野村証券)
	花生 浩介	(ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド)
	梨本 忠彦	(パークレイズ銀行)
	竹川 雅祥	(メリレンチ日本証券)
	伊藤 一雄	(トウキョウフォルクス上田ハーロー)
	大木 一寛	(EBS ディーリングリソースジャパン)

<オブザーバー>

野口 嘉彦	(マネー・フロー・カーズ・アソシエーション)
井上 哲也	(日本銀行)
寺澤 英光	(東京三菱銀行)
竹中 浩一	(みずほコーポレート銀行)

(注) 敬称略(順不同)。 は今回出席。